

# 船橋市児童ホーム運営要領

## 1. 児童健全育成

### 児童健全育成の内容

#### 遊びを通した育成

児童福祉法においては、「遊び」という行為が、すべての児童を健やかに発達させる方法として考えることができ、「遊び」を提供・指導することがこの要領における様々な目標を達成するための手段として認識する必要がある。

そのために「遊び」の内容は子ども達の興味や関心の高いものとし、マンネリ化しないよう努力しなければならない。

#### ① 心と身体の健康増進

日常生活を営むうえで自立して行動できる体力を培い、結果として病気にかかりにくいような抵抗力を養い身体の健康増進を図る。

また、安定した精神状態で過ごすことにより情緒の安定を図り、心の健康の増進を図る。

そのために、経験しないことは発達しないということを認識し、種々のプログラムを提供し、子供たちと積極的に関る（一緒に行動する）よう心掛けなければならない。

#### ② 創造性の育成・情操の涵養

様々な制作活動や体験活動を通して、自由な発想や考える力（創造性）を育て、色々な事象に対し素直に感動することのできる心（情操）を養う。

このことは、結果として前述の心の健康にも繋がる。

#### ③ 知的な適応能力を高め、社会性・協調性を育む

種々の経験によって様々な知識や技術を身に付けることにより、社会生活において困難な問題に直面したとき、自ら解決できる力を養う。

また、集団の中で共に遊び活動することによって、自己を失わずに他の子供たちと協調できる能力を高める。

そのためには、単に一对一の対応や同年齢間の遊びに留まることなく、来館している子ども全体に目を向け、異年齢や異学校等の様々な集団と関ることができるよう働きかけなければならない。

#### ④ 主体性・自主性を尊重する

遊びや場を一方向的に提供するといった形に陥ることなく、利用者が主体とな

り、自主的に参加できるよう心掛け、ひいては子ども達が企画や運営にも積極的に関ることのできるよう配慮する必要がある。

そのためには、子どもの持っている基本的な欲求を受け入れていく、受容的で親和的な人間関係を保つ。

#### ⑤ 交流活動の援助

地域に住む様々な特技や知識を持った人の協力（ボランティア・講師等）を得ることによって子ども達の経験の範囲も広がり、健全育成の強化に繋がる。

そのために、日頃から地域との連携を密にし、人材を把握するよう努める必要がある。

## 2. 子育て支援

### 子育て支援の内容

近年の少子化や児童虐待等の社会問題を背景に、子育てを社会全体で支えていく必要性が指摘されている。

広義での子育て支援とは、保育環境の整備や育児休業制度の充実等の制度的な内容を含むものであるが、児童ホームにおける子育て支援とは児童ホームの機能を生かし、「子育てが楽しい」と感じることができ、安心して遊ばせることができる“場”を提供することで、社会全体における子育て支援の一翼を担うものとして認識しなければならない。

#### ① 親同士の交流の場として機能する

核家族化や近隣との結びつきの希薄化を背景に、親が孤独な子育てを強いられることのないよう親同士の交流の場、友達作りの場を提供する。

そのために、一般来館はもとより、教室や行事活動はだれでも気軽に参加できる雰囲気を中心掛け、排他的にならないよう注意しなければならない。

#### ② 子育てに関する学習の場の提供

正しい知識を得るために専門家による実技指導等を行い、自信を持って子育てができるよう支援する。

### 3. 思春期児童の育成

#### 思春期児童育成の内容

近年、青少年による凶悪事件が多発し、薬物の乱用、いじめや登校拒否、さらには性をめぐる問題など、彼らが直面している問題はきわめて深刻である。この背景には、あそびや集団での活動を通じ、自己信頼感や友人との連帯感を育む「居場所」がなくなりつつあることなどが考えられる。家庭のほか地域社会の中でも「居場所」を増やす必要があり、児童ホームはこのような「居場所」として機能できるよう努力しなければならない。そして、思春期児童の健全育成や非行予防に関する拠点として活性化していく必要がある。

#### 「居場所」の提供

思春期児童に居場所を提供するということは、単に来館を受け入れるという消極的なことではない。世代のニーズを考慮し、思春期児童が豊かな時間が過ごせるよう積極的な取り組みをする必要がある。

### 4. 地域組織の育成と連携

#### 地域組織の育成と連携の内容

児童を健全に育成するということは、個人や一部機関の営みとして捉えるのではなく、社会全体で担うという認識のもとに、全ての人が主体的に関わっていくことが必要である。児童ホームは、地域が一体となって児童を育成する環境づくりを積極的に支援していかなければならない。

地域組織活動の促進、指導者やボランティアの養成、地域を活動の場とする社会参加活動を推進し、学校や町会・自治会等の関係機関との連携を強化する事は、地域の児童健全育成の拠点としての役割である。

#### ① 地域組織との連携

地域で子どもの健全育成に携わる各種団体や機関と児童ホームとの連携に関する基本的な考え方や具体的な方策を検討するため運営協議会を設ける等、関係機関とのネットワークを深めると共に地域の各機関の専門性や人材を生かし合うため、中心的な役割を担わなければならない。

## ② ボランティアの育成と組織化

児童ホーム事業の実施にあたり、利用主体である子ども達の意見を聴き実施する事は重要である。子ども達は、行事に参加するだけに止まらず企画段階から運営委員として関わる事により、子どもの社会参加が実現し、社会の制度や規律に対する理解を深める事ができる。

また、児童ホームは、運営委員として関わった子ども達との連携を維持し、地域児童の健全育成のため活動できる人材を育成し組織化する必要がある。

## 5. 相談・情報提供

### 相談・情報提供の内容

児童ホームは、地域において子育て中の親が身近で気軽に何でも相談できる場所として機能する必要がある。相談者は他人に知られたくない家庭内の問題を抱えているため、相談を受ける職員は最大の注意を払う事が要求される。また、相談内容は多岐に渡るため職員で対応出来ない事柄については、関連機関を紹介する。

その他、子育てに限らず子どもや家庭に関する行事を開催したり、関係書籍を紹介する等の情報提供も問題の発生を未然に防止し、深刻化する前に解決するための重要な事業である。

### ① 職員の資質の向上

児童ホーム職員は、日頃から地域の住人と親しく接し、信頼を得ておかなければならない。また、児童厚生員として必要な知識や技能を幅広く習得し、住人の要望に応える努力が必要である。

### ② 専門機関や地域との情報提供ネットワークの整備

専門家から助言を得たり、地域への協力体制を整えて行く中で、情報交換や地域で出来る子ども達への支援の方向性を探り、児童ホームと地域が出来る家庭支援体制を考える。